

2026 年度 東京科学大学（理工学系）基金奨学金 「住友重機械工業奨学金」募集要項

東京科学大学では、企業・団体、同窓生、本学関係者ご遺族などの本学に縁の深い方々からのご支援ご協力により「東京科学大学基金」が設置されております。

当基金は、本学における教育及び研究の発展や社会への貢献の質をさらに高めていくため、様々な事業活動に活用していこうとするものです。

東京科学大学基金にお寄せいただいた学生の奨学を用途に特定された篤いご寄附について、ご寄付いただいた方々のご意志を尊重し、また深い敬意と感謝の意を表し、個人名・企業名を冠した奨学金を設立し、奨学生の募集を実施いたします。

1. 住友重機械工業奨学金設立の経緯及び目的

住友重機械工業株式会社は、1888 年の創業以来、135 年の歴史を有する一般産業機械から最先端の精密機械、さらに建設機械、船舶、環境・プラント機器までを生産する総合機械メーカーです。伝統のなかで培ってきた「モノづくり」の精神は、ナノテクノロジーから巨大構造物まで様々な分野に展開され、「動かし、制御する」確かな技術を駆使することで、日本のみならず、世界中に一流の商品とサービスを提供し、豊かな社会づくりに貢献されています。本学は住友重機械工業からご寄附を受け、高い志を持ち、グローバルにモノづくりにチャレンジできる優れた人材を育成することを目的に当奨学金を設立いたしました。

2. 奨学生の資格

- (1) 2025 年 10 月現在、本学学院の学士課程に在籍し、2026 年 4 月に本学学院の修士課程 1 年次に入学する者。学院・系は問わない。
 - (2) 学業成績が優秀で、更に、学業の発展向上が期待できる者。
 - (3) 将来、グローバルにものづくりにチャレンジする意欲がある者。
- ※ 他の給付奨学金等（東京科学大学基金奨学金を除く）との併給可能。

3. 採用予定人数

2 名（内、1 名は女子学生から選出するものとする）

4. 奨学金の額

月額 50,000 円

5. 給付期間

奨学金を授与する期間は、最長で標準修業年限の終期までとする。

なお、短縮修了する場合はその期間とする。

また、廃止の事由に該当する場合は、この限りではない。

6. 出願の手続き

(1) 書類選考申請を行う。

下記①及び②の両手順を、応募締切期限までに完了させる。(一方の手順完了だけでは選考対象としない)

- ①「学内選考用奨学金申請書」と関係添付書類一式を PDF ファイルにし、1つのフォルダ内にまとめ、当該フォルダを「書類提出先 Box」にアップロード(提出)する。
- ②書類アップロード後に、「申請フォーム」より入力申請を行う。

※「書類提出先 Box」と「申請フォーム」は、日本人学生向け学内選考申請にかかるものと同じ。

学内選考申請の詳細は、下記大学 HP にて確認のこと。

(在学生の方>学費・奨学金>民間財団等奨学金>民間等奨学金について)

<https://www.titech.ac.jp/student-support/students/tuition/financial-aid/applications>

(2) 書類選考通過者は別途期日までに以下の書類を提出しなければならない。

① 基金奨学金申請書

② 小論文(400字程度)

「ものづくりにおけるダイバーシティの必要性についてあなたの考えを述べなさい。」

③ 推薦書(指導教員に依頼。様式任意)

7. 応募締切

応募締切 2025 年 11 月 7 日(金) 17:00 厳守 ※締切日時以降の到着分は受理しません。

書類選考通過者 追加書類提出締切 2025 年 11 月 21 日(金)

8. 奨学生の選考

- (1) 第一次選考: 書類選考 2025 年 11 月 12 日までに選考結果通知(メール)予定
- (2) 第二次選考: 面接選考 2025 年 12 月上旬～中旬予定(詳細は追って連絡)
- (3) 奨学生の採用は、教育本部会議で審議の上、学長が決定し、本人に通知する。

9. 奨学生採用式

採用決定後 2026 年 7 月中旬～8 月上旬開催予定の奨学生証書伝達式及び交流会に、出席すること。

その他、本奨学金に関し大学が実施する行事には参加すること(ただし修学上やむを得ない事情がある場合は学生支援課まで申し出ること)。

10. 奨学金の給付

奨学金は、奨学生の指定する口座に四半期毎に振り込むものとする。

11. 奨学金の休止及び復活

- (1) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を休止する。
- (2) 奨学生が留学し、又は長期にわたって海外に滞在するときは、奨学金の給付を休止することがある。
- (3) 奨学金の給付を休止された奨学生が、その事由が止んで申し出たときは、奨学金の給付

を復活することができる。

1 2．奨学金給付の廃止

以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給を廃止する。

- (1) 退学若しくは転学し、又は除籍になったとき。
- (2) 懲戒処分を受けたとき。
- (3) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績又は性行が不良になったとき。
- (5) その他奨学生として適当でない事実があったとき。

1 3．奨学金の返還

奨学生に、奨学生として適当でない事実があったときは、既に給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることがある。

1 4．奨学生の異動届出

奨学生が、次のいずれかに該当するときは、速やかに学生支援課まで届け出ること。

- (1) 休学、復学、転学、留学若しくは退学し、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

1 5．報告書の提出

奨学生は、毎年度末に学修報告書を、学業成績証明書を添えて提出すること。

【照会先】

〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1 TP-102

学生支援課経済支援グループ

大岡山キャンパス Taki Plaza 1 階

TEL:03-5734-3014 FAX:03-5734-3675

E-MAIL: studentsupport.financialaid@adm.isct.ac.jp